

ミニレター

あぜみち通信

平成27年3月1日

第171号

編集・発行：愛知県農業会議

◎ 常任会議員会議（2月）の審議状況について

2月18日に「愛知県三の丸庁舎」において、農地法に係る愛知県知事等からの諮問等に対する答申を審議する常任会議員会議を開催しました。

2月の諮問は、農地法第4条に基づく転用事案33件(平成26年2月30件)、26,376㎡(同16,637㎡)、同法5条に基づく転用事案211件(同201件)、184,952㎡(同170,698㎡)についてそれぞれ審議し、いずれも原案どおりで差し支えない旨承認されました。

◎ 都道府県農業会議事務局長会議が開催されました

2月3日に東京都千代田区の「参議院議員会館」において、都道府県農業会議事務局長会議が開催されました。

開会にあたり松本専務理事から、「組織問題は与党で最終調整に入り、農業委員会関係はかなり煮詰まってきた。昨年6月から大きな枠組みは変わっていないが、運用面等で我々の主張がどれだけ取り入れられるかがあるので、皆さんのご協力をお願いしたい。」と挨拶がありました。

会議は主要会務報告後、① 農業委員会・組織制度見直しをめぐる情勢、② 平成26年度補正・平成27年度農林・農業委員会関係予算と組織対応等、③ 平成27年度全国農業会議所事業計画(案)ならびに収支予算(案)、④ 平成27年度全国農業委員会会長大会の開催ならびに農地台帳の整備等、⑤ 経営移譲年金受給者の総点検、⑥ 情報事業の推進等について説明がありました。

◎ 都道府県農業会議会長会議が開催されました

2月13日に東京都千代田区の「蚕糸会館」において、都道府県農業会議会長会議が開催されました。

主要会務報告に引き続き、農業委員会組織・制度見直しをめぐる情勢、平成26年度補正、平成27年度農林・農業委員会関係予算、税制と当面の組織対応、TPP交渉等

の農政対応、平成27年度全国農業会議所事業計画(案)ならびに収支予算(案)、平成27年度全国農業委員会会長大会の開催、情報事業の推進等の説明がありました。

農業委員会組織・制度見直しをめぐる情勢では、農業委員会系統組織の要請と与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格(別紙)、地方分権改革における農地転用制度の見直し、農業委員会法改正の日程等の説明があり、今後の対応として、農業委員会組織の意見を反映させるための国会対策の強化、農業会議では農業委員会会長等と連携し地元選出国會議員に対する要請活動の実施等が了承されました。

また、事業計画では事業推進の重点として、「農業委員会制度改正への対応と組織・活動の強化」、「農業者・地域の声を積み上げた政策提言活動の推進」、「農地の確保・有効利用の取組の強化」、「農業経営の確立と新規就農・人材育成等の支援対策強化」、「農業・農業者等に関する情報提供活動の強化」の5項目及び平成27年度全国農業委員会会長大会の開催等を了承して会議が終了しました。

◎ 農業者年金業務連絡協議会関係会議が開催されました

2月12日に東京都港区の「東京グランドホテル」において、平成26年度農業者年金業務連絡協議会委員・幹事会議が開催されました。

開会にあたり独立行政法人農業者年金基金の中園理事長から、「来年度は加入推進3ヵ年運動の最終年度となる、昨年のブロック会議で様々な意見をお聞きし、それらを踏まえた来年度加入推進の取組方針等をお諮りし来年度の加入推進を図ってまいりますので、皆様のご協力をお願いします。」と挨拶がありました。

協議事項として、(1) 会計検査の動向、(2) 給付関係事務では、① 経営移譲年金受給者総点検の実施、② 過去10ヵ年において裁定した者の経営移譲管理カードの調査、③ 農業者年金の年金給付に係る消滅時効の取扱い、④ 実態を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導通知の改正、⑤ 農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項の改正、(3) 企画調整室関係事務の見直し等では、① 研修会の持ち方、基金職員の派遣等、② 業務手引き改善協力員の設置、③ 特別重点都道府県の指定基準の見直し、④ 表彰実施要領の見直し、⑤ 加入対象者名簿の作成・更新・活用、⑥ 委託費関係、(4) 適用・収納関係事務では、① 政策支援加入者に対する青色申告承認申請、② 各種届出書等の処理遅延防止などの説明がありました。

◎ 都市農政対策協議会事務局長会議が開催されました

2月19日に東京都千代田区の「全国農業会議所」において、「『農』のある暮らしづくり支援対策事業」第4回作業部会及び全国農業委員会都市農政対策協議会事務局長

会議の合同会議が開催されました。

全国農業会議所の伊藤局長代理から、「農業委員会改革の大枠はできあがり、農林水産省との法案の摺り合わせは2月下旬から始まり、3月上旬には与党に法案を提示するのではないかと。また、都市農業振興基本法案は野党等との協議が始まり、議員立法で3月に参議院へ提出される予定であり、農業会議所の受託した「『農』のある暮らしづくり支援対策事業」で相続対策や都市農業・農地の保全に関する提言することとなっているので政策提言に向けた協議をお願いしたい。」と挨拶がありました。

協議事項は、都市農地保全制度の政策提言として、① 生産緑地法の改善、② 相続税等納税猶予制度の改善、③ 都市の緑地を保全する新たな制度の創設、④ 都市計画法の改正、⑤ 農地保全と利用促進をはかる相談窓口の設置の5項目を協議し、一部修正の上了承されました。

◎ 市町村巡回支援を実施しています

農業会議は、機構集積支援事業を活用して平成26年度第2回巡回支援を実施しています。実施時期は、平成27年2月～3月を予定しています。

巡回支援の実施状況は、2月25日に新城市、設楽町、東栄町、豊根村。26日に一宮市、春日井市、小牧市、稲沢市、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市。27日に清須市、北名古屋市、豊山町を対象に実施しました。

支援の内容は、① 農地台帳の整備状況について、② 農地台帳及び農地地図の公表に向けた取り組み状況について、③ 農地台帳及び農地地図の公表の一般市民向け(農業者を含む)の周知方法について、④ 利用状況調査・利用意向調査の実施と農地中間管理事業との連携等について、⑤ 農地を活かし担い手を応援する全国運動(平成26年度～28年度)の推進について、⑥ 農業委員会の組織・制度改革について農業会議職員から説明し、各農業委員会から進捗状況と課題・問題点等を報告いただき、活発な意見交換を行いました。

今後、3月中にかけて順次、未実施農業委員会に伺い実施しますので、ご協力をお願いします。

◎ 稲作経営者会議の経営対策研修会が開催されました

2月13日に名古屋市中区の「アイリス愛知」において、愛知県稲作経営者会議主催による平成27年度に行われる水田関連施策や経営所得安定対策など経営対策研修会が開催されました。

最初に、林会長から消費税増税、T P P交渉参加など農業経営環境は厳しい環境の

中、これから実施される施策等について理解を深めるとともに日頃の疑問などについて意見交換し、今後の経営に活かしていただきたいと挨拶がありました。

研修は、① 経営所得安定対策と税制、② 水田農業関連施策を東海農政局から、③ 愛知県における米の需給調整と経営所得安定対策等の取組状況、④ 愛知県農業再生協議会が実施している補助事業を愛知県農林水産部園芸農産課から、⑤ 新規需要米等の動向をＪＡあいち経済連から、⑥ 日本産米輸出事業を株式会社クボタからそれぞれ説明がありました。また、日本政策金融公庫から融資に関する情報提供がありました。

質疑では政策の詳細な内容や会員の日頃の疑問などが多く出され予定時間を超え終了し、その後意見交換会を行いました。

◎ 今後の主な行事予定

- 3月 9日 「農の雇用事業」指導者養成研修会・事業説明研修会（中村区）
- 3月11日 賛助団体会議（三の丸庁舎）
- 3月16日 支部長会議（三の丸庁舎）
- 3月16日 常任会議員会議（三の丸庁舎）
- 3月26日 平成26年度第2回総会（三の丸庁舎）

全国農業新聞愛知県支局からのお知らせ

日頃より全国農業新聞をご愛読いただき、ありがとうございます。

全国農業新聞等でご案内のとおり、来る4月1日から、購読料が月700円（現行600円）に改訂されます。

改訂に伴い、紙面の刷新やカラー紙面の充実など、より読みやすく親しみやすい情報紙とするよう努力してまいります。

読者の皆さまには諸事情をご賢察の上、引き続きご愛読いただきますようお願いいたします。

【別紙】

農業委員会系統組織の要請と「与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格」

全国農業会議所

現場に根ざした農業委員会組織・制度見直しに関する要請 ～新たな時代の農業委員会系統組織をめざして～ (平成27年1月23日、農協改革等法案検討PT提出)	農水省「与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格」 (2月9日、「農協改革等法案検討PT」了承)
◎ 農業委員会の業務について	○ 農業委員会の業務は、農地利用の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等であることを明確にする。 ○ 農業委員会は、農地転用違反事案に関し、都道府県知事に現状回復命令を発出することを求めることができるようにする。
1. 農業委員・農地利用最適化推進委員（仮称）の地域からの推薦による「代表制」の確保 (※昨年12月4日に開催した全国農業委員会会長代表者集会(1,500名)において、大議論の上、「公選制準用」の選出方法に代わる「代表制を担保」する仕組みの確保をめざすことを決議)	○ 農業委員の選出方法について、市町村議会の同意を得て市町村長が任命する制度に変更することとし、その際、 ①市町村長は、あらかじめ、委員候補者について地域からの推薦を求め、また募集を行い、 ②市町村長は、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、公表するとともに、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないこととする。 ○ 推進委員は、農業委員会が定める区域ごとに農業委員会が委嘱することとし、その際、 ①農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに、推進委員候補者の推薦を求め、また、募集を行い、 ②農業委員会は、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、公表するとともに、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。
2. 農業委員と推進委員の連携・協力体制の整備と十分な定数の確保	○ 農業委員会は、「農地利用最適化推進委員（仮称）」を委嘱することとし、推進委員は、担当区域において農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地等の利用の効率化及び高度化の促進等の活動を行うこととする。 ただし、農地利用の集積・集約化が相当程度図られていること等の基準に該当する場合等には、推進委員を委嘱しなくてもよいこととする。 ○ 推進委員は、農業委員と兼ねることができないこととし、また、推進委員は、担当区域内の農地等に関し、必要な事項について、農業委員会に出席して意見を述べるができることとする。 ○ 農業委員会が、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるときには、農業委員会は推進委員の意見を聴かなくてはならないこととする。

現場に根ざした農業委員会組織・制度見直しに関する要請 ～新たな時代の農業委員会系統組織をめざして～ (平成27年1月23日、農協改革等法案検討PT提出)	農水省「与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格」 (2月9日、「農協改革等法案検討PT」了承)
	○ 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めるものとする。 ○ 認定農業者の数が少ない場合等を除き、委員の過半は認定農業者（個人又は法人の役職員）でなければならないものとする。農業委員の中に農業者以外の者で農業委員会の事務に関し中立の立場で公正な判断をすることができる者が必ず含まなければならないものとする。 市町村長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨の配慮規定を置く。 ○ 以上に伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度は廃止する。 ○ （農業委員の）人数については、法改正不要（農業委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定めることとなっているが、政令基準を変更し、委員の人数を現行の半分程度とする方向で検討中。） ○ 推進委員の定数は、人・農地プランの作成単位となる地域の数などを踏まえて、政令で定める基準に従い条例で定めることとする。
3. 構造政策の推進に向けた農業者の代表としての「意見の公表、建議等」の法定化の確保	○ 農業委員会の法令業務としては、意見の公表等を削除するが、農業委員会は、その業務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進業務をより効率的かつ効果的に実施する上で必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、その施策の改善意見を提出しなければならないこととする。 ○ 都道府県農業会議・全国農業会議所の法令業務としては、意見の公表等を削除するが、農業委員会ネットワーク機構は、その業務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進業務をより効率的かつ効果的に実施する上で必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、その施策の改善意見を提出しなければならないこととする。
4. 「農業委員会等に関する法律」に基づく市町村農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所の3段階の系統組織としての体制確保	○ 都道府県農業会議・全国農業会議所については、一般社団又は一般財団であって、以下に掲げる業務等を適正に行うと認められるものを、都道府県又は全国に一を限って都道府県農業委員会ネットワーク機構又は全国農業委員会ネットワーク機構として指定する制度に変更する。 ・農業委員会又は都道府県農業委員会ネットワーク機構相互の連絡調整

現場に根ざした農業委員会組織・制度見直しに関する要請 ～新たな時代の農業委員会系統組織をめざして～ (平成27年1月23日、農協改革等法案検討PT提出)	農水省「与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格」 (2月9日、「農協改革等法案検討PT」了承)
	・農業委員等の研修、農地に関する情報の収集・提供等、その他の農業委員会に対する支援 ・業務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表 ・農業経営の法人化、担い手農業者の組織化及び運営の支援 ・新たに農業経営を営もうとする者の支援 ○ 現行の都道府県農業会議・全国農業会議所は、都道府県知事又は農林水産大臣の認可を受けて円滑に指定法人に移行できることとする。
5. 都道府県農業会議の法令業務（農地転用知事諮問）の仕組みの確保と農業会議・全国農業会議所による農地情報の収集・公開業務の法定化（法定化された農地台帳への対応の強化）	○ 現在都道府県農業会議が法令に基づき行っている業務については、原則として、都道府県農業委員会ネットワーク機構の業務とする。農地転用許可についても、都道府県農業委員会ネットワーク機構を関与させる。
6. 改正法施行までの必要な時間と円滑な経過措置の確保ならびに十分な運営・活動予算の確保	○ 現行農業委員の任期満了時期は、地域によって区々であること等を踏まえ、新制度への移行については、現行農業委員の任期満了後に新制度に移行するなどの適切な経過措置を設ける。 ○ （農業委員の報酬水準の引き上げについて）法改正不要（改正法の施行時期と関係するが、28年度以降の予算において手当てする方向で検討）
◎ 農業委員会の事務局体制の強化について	○ 農業委員会の事務局については、知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする旨の努力規定を置く。